

函館工業高等専門学校における毒物劇物の管理に関する規程

平成10年2月25日

函高専達第10号

(趣旨)

第1条 函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)における毒物及び劇物(以下「毒劇物」という。)の適正な管理については、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「法」という。)及び他の法令等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 毒劇物 法に定める毒物及び劇物をいう。
- 二 保管責任者 自己又は他の者の使用に供する毒劇物を保管する者をいう。

(保管責任者の届出)

第3条 学科長、一般系長及び技術教育支援センター長(以下「学科長等」という。)は、保管責任者を定めたときは、別紙第1号様式の毒劇物保管責任者指定届出書により校長へ届出なければならない。

2 学科長等は、保管責任者を廃止又は変更したときは、別紙第2号様式の毒劇物保管責任者変更届出書により校長へ届出なければならない。

(保管の制限)

第4条 毒劇物の保管は、保管責任者でなければならない。

(保管の方法)

第5条 保管責任者は、次の各号に基づき、毒劇物を保管しなければならない。

- 一 毒劇物は、一般薬品と別に保管することとし、専用の保管庫に保管しなければならない。
- 二 保管庫には常時施錠を行うこととし、鍵は、保管責任者が責任をもって保管しなければならない。
- 三 保管庫及び容器には、法の定めるところにより外部から識別できるよう「医薬用外」の文字及び「毒物」又は「劇物」の文字を表示しなければならない。

(受払の記録)

第6条 保管責任者は、別紙第3号様式の毒劇物受払簿(以下「受払簿」という。)により、

毒物等の在庫量及び使用量を記録しなければならない。

- 2 保管責任者は、毒劇物の在庫量がなくなったときは、別紙第4号様式の毒劇物使用完了・返納・移し替え通知書により物品供用役へ通知しなければならない。
- 3 保管責任者は、保管中の毒劇物で使用の予定がないとき又は保管する毒物等を他の保管責任者へ移し替えようとするときは、別紙第4号様式の毒劇物使用完了・返納・移し替え通知書により物品供用役へ通知し、返納しなければならない。

(保管責任者・使用者の遵守事項)

第7条 保管責任者並びに毒劇物の使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 毒劇物の使用者は、毒劇物を本校における業務以外の目的に使用してはならない。
- 二 保管責任者は、本校以外の者に毒劇物を払出してはならない。
- 三 保管責任者は、定期的に保管している毒劇物の数量を受払簿と照合し確認しなければならない。
- 四 毒劇物が盗難又は紛失したときは、ただちに物品供用役へ報告しなければならない。
- 五 毒劇物(毒劇物を含有する物を含む。以下第七号において同じ。)が飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又は地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
- 六 前号における事態が生じたときは、ただちに物品供用役へ報告しなければならない。
- 七 毒劇物を本校の外において運搬する必要がある場合は、事前に物品供用役へ報告し、安全の確認を受けなければならない。

(点検)

第8条 物品供用役は、定期的に毒物等の保管の状況について点検し、その結果を校長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、第3条第2項の廃止又は変更のあったときに準用する。
- 3 保管責任者は、前2項の点検に協力しなければならない。
- 4 点検の時期は、別表に定めるところによる。

(是正改善の措置)

第9条 保管責任者は、前条の点検の結果、改善指導が行われた場合は、これに従わなければならない。

- 2 校長は、保管責任者が前項の改善指導に従わないとき又はこの規程に定める事項が守られる見込みがないと認めるときは、保管責任者を変更させることができる。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月11日函高専達第26号)

この規程は、平成28年4月11日から施行する。

附 則(平成28年12月12日函高専達第63号)

この規程は、平成28年12月12日から施行し、平成28年6月21日から適用する。

附 則(平成29年4月10日函高専達第36号)

この規程は、平成29年4月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月31日函高専達第14号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別紙第1号様式(第3条関係)

年 月 日

毒劇物保管責任者指定届出書

函館工業高等専門学校長 殿

学科長等

印

下記のとおり保管責任者を定めましたので届出いたします。

記

1 保管責任者 _____

2 保管場所 _____

年 月 日

毒劇物保管責任者変更届出書

函館工業高等専門学校長 殿

学科長等

_____ 印

下記のとおり保管責任者を変更しましたので届出いたします。

記

- | | (新) | (旧) |
|---------|-------|-------|
| 1 保管責任者 | _____ | _____ |
| 2 保管場所 | _____ | |
| 3 変更年月日 | 年 月 日 | |

・保管責任者を廃止するときは、保管責任者(新)に「廃止」と記するものとする。

別紙第3号様式(第6条関係)

毒 劇 物 受 払 簿

品 名 _____ 単 位 _____

保管責任者 _____

年 月 日	受 入	払 出	現 在 高	使 用 者	備 考

・ 本受払簿は，使用完了通知，返納通知及び移し替え通知の際，通知書に添付し提出すること。

年 月 日

使 用 完 了
毒 劇 物 返 納 通 知 書
移 し 替 え

物品供用役 殿

保管責任者

_____ 印

標記の件について、下記のとおり通知します。

記

☐ 使用完了(在庫量がなくなったとき。)

☐ 返 納(数量_____)

☐ 移し替え(数量_____)

1 品 名 _____

2 移し替え先
保管責任者 _____ 印

- ・ 不用の文字は抹消して使用すること。
- ・ □へは、該当する箇所に『レ』を記入すること。